

# さいたま市自治基本条例検討委員会

## 第34回 会議の記録

日時	平成 23 年 8 月 23 日(火) 18:45~22:10
場所	さいたま市役所第2別館第3会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 13 名 伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／ 中田 了介／中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵／堀越 栄子／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕 計 5 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行 〔ダイナックス都市環境研究所〕 計 1 名 谷口涼 〔傍聴者〕 計 2 名
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開 会 2 議 題 (1)各チームからの報告事項について (2)自治基本条例について 3 その他 4 閉 会  <div style="text-align: right;">[公開]</div>
配付資料	・次第 ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

### 1 開会

#### ○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開の確認)

(配布資料確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」について説明)

- ・ 傍聴者から情報公開条例に定められる会議公開原則に関する要望書が出ている。

(要望書の趣旨を説明)

- ・ 前回の第33回(8月17日開催)の会議の冒頭(「打ち合わせ会」)を非公開にした理由を具体的かつ明確に明らかにしてください。
- ・ 次回の第34回(8月23日開催)の会議の公開については、「市情報公開条例」第23条に定める会議公開原則という条例上のルールを厳守し、かりにも同条例同条第3号の規定の適用を乱用したり、「打ち合わせ会」は「会議」ではないと抗弁する恣意的な会議運営をす

ることのないようにしてください。

- ・ 貴会委員に、「市情報公開条例」第23条の規定の趣旨を周知してください。
- ・ 企画調整課職員に対して、「市情報公開条例」第23条の規定の趣旨をよく理解し、貴会会議を傍聴しようとする市民に対して、同職員らが不適切な説明や行為を再びなさないよう、事実上の指示を行ってください。

- ・ 市民団体の代表者から、公文書（市政情報）の管理について自治基本条例に新しい条文を新設するよう意見書が出ている。

### ○福島委員長

- ・ 自治基本条例の最終報告（たたき台）の全体の検討が終わる段階には来ているが様々な検討課題が残っている。効率よく有効に検討を行いたい。
- ・ 要望書に対して、前回の検討委員会では会議前に事務局との打ち合わせを行ったが、これにより会議の開会が遅れてしまい、傍聴者には迷惑をかけて申し訳なく思っている。

#### （情報公開条例第23条の説明）

第23条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関  
その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置  
される協議会、懇談会、懇話会、研究会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に  
掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- ・ 条例では「会議」の定義づけを行っていないが、基本的には、委員長が議長となって、構成員である委員間で議題について話し合う場だと認識している。
- ・ 前回の会議開催前の事務局との打ち合わせについては、本委員会の「会議」とは異なるもので、公開の義務は生じないものとする。また、委員会の運営上、事務局との連絡調整等が必要で、これらすべてを「会議」とすることは合理的ではない。
- ・ ただ、会議の開始時間が遅れてしまったことは申し訳ない。
- ・ 議事に移る。各チームからの報告をお願いしたい。

## 2 議題

### (1)各チームからの報告事項について

#### ○細川委員

- ・ 広報チームとしては、今後の委員会の動向を見てから対応を決めたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームより、大砂土東地区自治会連合会の懇談会の中で出前意見交換会を約1時間行った。

#### ○内田委員

- ・ 8月20日（土）午前10時から12時に行った懇談会の中で意見交換会を1時間行った。自治会連合会から約25名、区職員は区長はじめ13名、委員会からは中津原副委員長と自分、事務局から1名参加した。

- ・ 自治会連合会会長からの挨拶、見沼区長からの挨拶、中津原副委員長から検討経緯等を説明した後、意見交換を行った。
- ・ 埼玉県のどこの自治体で自治基本条例が制定されているのか、また、他の自治体における自治基本条例の運用状況を聞かれた。
- ・ 自治会会員が増えない。ワンルームマンションが多く、その住民が自治会に入らない人が多い。板橋区では自治会に加入することを条件として建築許可するという意見があったので、調べたところ、大規模建築物等指導要綱の中で、事業者は入居者に対し、町会、自治会への参加を促進に努めなければならないという趣旨を定めていた。
- ・ 意見交換会では若い人との意見交換会を行ったのかを聞かれたので、大学生や市の若手職員との意見交換を行ったことを伝えた。
- ・ 自治会に入らない人が多い。集金に行くと「こちらがもらいたい」と言われる。行政と連携して進めたいという意見があった。
- ・ 市民憲章と自治基本条例の違いや、他の条例との整合性について質問があった。
- ・ 白岡町では町内会への加入が明文化されているというような話が出た。
- ・ 自治基本条例を活用し自治会を発展させてほしい、条例を強いものにして欲しい、という意見があった。
- ・ 自治基本条例は拘束力のあるものか、まちづくり条例と自治基本条例の違いは何か、名称として「まちづくり条例」の方が分かりやすいのではないかという質問・意見があった。拘束力については、議会、市長等に対しては義務づけがあり、市民に対しては努力義務があると回答した。
- ・ 自治基本条例が制定されることにより自治会の仕事が増えるのかという質問が出た。
- ・ 多くの意見が出て活発な意見交換会であった。より強い自治基本条例にして欲しいという意見が印象的だった。

#### ○福島委員長

- ・ 今日の議論でも意見に該当箇所が出てくると考えられるので、検討していきたい。

#### ○中津原副委員長

- ・ これで予定されている出前意見交換会はすべて終了した。

### (2)自治基本条例について

#### ○福島委員長

- ・ 前回は、第25条（危機管理）の論点をまとめた。第32回委員会の配付資料の参考資料2（自治基本条例意見交換会 最終報告に反映すべき内容のまとめ）を参考にしながら、検討を行いたい。
- ・ 前回は第3項に「新しい公助」について盛りこむことと、この言葉は浸透していないので、この言葉を使わずに趣旨を説明することの提案があった。

#### ○中津原副委員長

- ・ 第3項は自助と共助について書かれているが、災害発生時には自助・共助・公助が切り離されず、融合して動かなければならないと考えている。時間的には、自助と共助が先に動くかもしれないが、市民のイニシアチブのもと、公助が加わらなければ共助は成り立たない。
- ・ 第3項は自助と共助だけについて書くことに違和感がある。

#### ○福島委員長

- ・ 第2項で災害に備えるための公助があるので、分けて書いている。

#### ○伊藤委員

- ・ 「自助・共助・公助」の順序ではなく、「自助・公助・共助」の順序であると考えている。順序が異なる。

#### ○中津原副委員長

- ・ 順序のことを言っているのではなく、みんなで協力することを言っている。

#### ○伊藤委員

- ・ いきなり地域の人に共助を求めるのは難しい。自助が難しい場合は基本的には公助が支えるべきである。

#### ○福島委員長

- ・ 中津原副委員長の意見は、第3項は自助と共助についてのみ書かれており、公助を切り離しているが、公助も切り離さずに盛りこむという意見である。
- ・ 伊藤委員の意見は、自助の次に自治体の行う公助があるべきで、共助は3番目という意見である。共助をどのように位置付けるかによる。
- ・ 他に意見はあるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 一般的に、大災害において、初動期では公のキャパシティを超える。そこで、共助が初動期で動くが、長くは続けられないので、公が然るべき段階でサポートに入る。
- ・ 極端な例では、市役所職員は市内に住んでいるとは限らず、災害時には市内まで来られるとは限らない。庁内にいたとしても、道路も寸断されている可能性もあるので、市内にいても被災地に行けない可能性もある。

#### ○福島委員長

- ・ 第1項と第2項で危機管理における責務を市に課しており、第3項で市民が行うことを書いている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 第1項と第2項では市が行うことを書いており、その点が第3項にかかれば問題ないが、第3項では「市民で勝手にやってくれ」と読める。

#### ○富沢委員

- ・ 構成として、第1項では市、第2項では市と市民、それを受けて第3項なので、「市民が勝手に行う」という読み方ではない。

#### ○中津原副委員長

- ・ 第2項は市の危機に対する備えである。第1項は災害時の対応も含め、市の責任を書いている。第3項は市民の危機に対する備えと災害対応が書かれている。
- ・ 自助・共助・公助が融合している趣旨が【考え方・解説】について書かれていればよい。東日本大震災で教訓として得られたので反映してほしい。

#### ○福島委員長

- ・ 東日本大震災に関しては意見交換会でも多くの意見が出ていたので、【考え方・解説】に落とし込むことでよいか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】の第2項第2号の「対策の準備」が何を指しているのか。実際に、地域防災計画が立てられ、自治会は立案過程に参加しているようだが、一般市民に周知されていない。「市民及び関係機関との～」でそのことを意識しているのだろう。見沼区では区民会議で防災について取り組んでいるが、委員や区役所職員もほとんど知らない状況である。

#### ○福島委員長

- ・ 十分に周知されていないのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 計画は膨大でわかりづらいので周知やPRを行う必要がある。災害発生時、市民はどのように行動すればよいのかを把握していない。避難場所は指定されているが、いざというときにどのように行動すればよいかはわかっていない。見沼区区民会議では災害時の行動計画をつくることを提案している。

#### ○小野田委員

- ・ 【考え方・解説】に地域防災計画を入れるのはどうか。確かに市民は知らない。

#### ○中津原副委員長

- ・ かなり細かく多様なことが書かれている。

#### ○伊藤委員

- ・ 自治会では自主防災組織を組織しており、そこに向けて案内がくる。一般市民は広報や回覧を読めばわかるはずである。自治会に参加すればわかるはずである。

#### ○中津原副委員長

- ・ 防災訓練を行っても参加率が低く、いつも同じ人が参加している。実態的なことであり、文章に何か欠けているというわけではない。

#### ○福島委員長

- ・ 第25条の第3項については、中津原副委員長と伊藤委員の意見を反映して【考え方・解説】を強化したい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自助、共助、公助の順番にはこだわらない。場合によって状況は異なる。どれかが優先するというものではない。

#### ○事務局

- ・ 災害が起きた際に、市は早急に避難所等を設置する。それは公助の一つである。

#### ○伊藤委員

- ・ 自助は限られているので、公助が体制を組んで共助よりも先に動くべきではないのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 大震災では自助、共助で動き始めているのが事実である。
- ・ 行政だけではなく、かといって市民だけでもなく、両者で取り組まなければ対応できない事態が多かった。そういう意味では自助、共助、公助の言い方も古いようにも思う。

#### ○福島委員長

- ・ 第25条に関して他に意見はあるか。なければ第26条（組織の整備等）の検討に移りたい。

#### ○事務局

（第33回資料1 最終報告（たたき台） 第26条の【考え方・解説】の説明）

- ・ 第26条について、最終報告たたき台作成チームで議論になったのが「組織風土の醸成」で、これをわかりやすくできるように、全体会の意見を踏まえ修正した。
- ・ 第2号の【考え方・解説】の2つ目の「・」について、中間報告のエから読みやすいようにしている。また、ここの最後の部分で、以前の委員会で意見があったことを踏まえ、行政サービスは市役所だけが提供するサービスではないことを書いている。しかし、最終報告たたき台作成チームでは、これは当たり前のことなので書く必要はないのではないかという意見もあった。
- ・ 第1項第3号で「行政サービスを効果的かつ効率的に」とあるが、中間報告ではあまり明記されていなかったが、税金によって提供されるものなので、それゆえに効果的かつ効率的に提供されるべきだとした。
- ・ 第2項に関しては、組織風土をどのように解説するかが議論になった。

#### ○伊藤委員

- ・ 当たり前のことを当たり前に書いている。これは行政内部のことなので、改めて書かなくてもよいのではないか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 現状でこのとおりになっているのであれば、何も書く必要はないであろう。

#### ○福島委員長

- ・ 自治基本条例をつくる際に、法令等にも書いていても、知らしめるためにも明記するという考え方はある。また、実際にこのとおりにないため明記することも考えられる。

#### ○富沢委員

- ・ 運用推進委員会にも関わるが、条例がつくられ、実行に移され、行政サービスが適切に行われているかの評価を行う際に、社会の課題に的確に対応しているか、市民が利用しやすいか、等、評価の基準を示すためにも、自治基本条例で書いておいた方がよいと考える。

#### ○中津原副委員長

- ・ この件に関して意見交換会では、縦割りになっている組織を横につなぐ方策や、アドホックなプロジェクトチームが求められているといった意見はあった。
- ・ 行政サービスという言い方には違和感がある。多様な課題に取り組んでいくことである。その点は第1号で読むか。第2号と第3号は市民に対するサービスについて書いているのか。
- ・ 組織横断的なプロジェクトチームの活用を例示しているか。

#### ○富沢委員

- ・ 【考え方・解説】の第2号の2つ目の「・」で例示を入れている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 横断的なプロジェクトチームは総合窓口のことを指しているわけではない。第1号で縦割りを超えたプロジェクトチームについて例示できないか。

#### ○福島委員長

- ・ 「課題によっては横断的な組織を立ち上げることが必要です」といったことを書き込むか。
- ・ 第2項の「組織風土の醸成」についての意見はよいか。

#### ○細川委員

- ・ 【考え方・解説】の第2項の「当たり前のように思えるような組織」は不要である。「構成員全員が共有することが必要」ということが書ければよい。

### ○中津原副委員長

- ・ 風土は「当たり前」なことであるので、最終報告たたき台作成チームでこのような表現としていると思う。

### ○事務局

- ・ 確かに、「～当たり前のように思えるような」は文章として違和感がある。

### ○福島委員長

- ・ 最終報告たたき台作成チームで修正してもらいたい。
- ・ 伊藤委員からの意見は、全体では必要ということなので、残したい。
- ・ 続いて第27条（地域のまちづくり）について検討したい。

### ○事務局

（第33回資料1 最終報告（たたき台） 第27条の【考え方・解説】の説明）

- ・ 第27条について、【考え方・解説】で、中間報告にあった「補完性の原則」等は書かずに整理した。
- ・ 以前の委員会で地域の団体をできるだけ明記した方がよいという意見があったので、第1項の【考え方・解説】で例示した。

### ○福島委員長

- ・ 何か意見あるか。

### ○伊藤委員

- ・ 自治会は会員制なので、自治会の会員にならないと参加できない活動も多い。基本的には会員になってもらうことが必要である。それはその他の団体でも同じである。会員になってはじめて参加できることを明記してほしい。

### ○福島委員長

- ・ それは第1項についてか。

### ○伊藤委員

- ・ 第1項と第2項についてである。

### ○中津原副委員長

- ・ 会員になることを明記するということか。
- ・ 「活動に参加する」としたのは、以前の議論からそのようにした。
- ・ 「活動に参加する」と会員になることはほぼ同一に考えている。

### ○伊藤委員

- ・ 会員になってもらったうえで、イベント等に参加してもらいたい。

### ○中津原副委員長

- ・ 会員にならずに活動に参加することがいけないということか。

### ○伊藤委員

- ・ そういう意味ではない。自覚を持って参加してほしい。

### ○中津原副委員長

- ・ その趣旨には賛成である。どのように書くか。

### ○福島委員長

- ・ 伊藤委員は、つまり意志をもって組織に参加し、地域活動に参加してほしいということか。

### ○中津原副委員長

- ・ 会員になることを明示するということである。

#### ○中田委員

- ・ まちづくりについて捉えているので、「自治会の会員になる」より広く捉えた「活動に参加する」の方がよい。

#### ○伊藤委員

- ・ 自治会等に入って活動を行えば活動をよりよく知ることができる。例えば、ごみ出しについて、会員はルールどおり出すが、自治会を軽んじる人はルールを守らないことも多い。まちづくりは楽しいことだけではない。

#### ○中津原副委員長

- ・ ごみ出しに協力することも活動に参加することの一つである。

#### ○事務局

- ・ 書くのであれば「会員になる」より「～に加入し」か。

#### ○内田委員

- ・ 意見交換会では、自治会へ加入することを求める意見がよく出されている。自治会加入率が減少していることは現実である。実際に板橋区では、大規模建築物等指導要綱ではあるが自治会等への加入について書いている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】に落とし込むことも可能である。

#### ○内田委員

- ・ 自治会は共助を担う大切な主体である。災害時には隣近所や自治会が初動段階では動く。そのことは書いてもよい。

#### ○富沢委員

- ・ 「市民はこれらの団体への自発的な加入を通じて」とするのはどうか。

#### ○福島委員長

- ・ 「積極的な参加を通じて」をそのように書き換えるということか。

#### ○湯浅委員

- ・ 地域社会が戦前持っていた強制力に対しアレルギーを持っている世代がいるかもしれない。しかし、地域が抱える課題は複雑で深刻となっているのが現状である。自発的な加入、積極的な加入を明記しなければ、地域及び区のまちづくりはできない。

#### ○中津原副委員長

- ・ かなり画期的な文言となる。

#### ○中田委員

- ・ 「加入しなければ」はプレッシャーを感じる表現である。そのような組織に「加入しなければ」というところで制限を感じる。

#### ○富沢委員

- ・ 文章だけではそのように読めないのではないか。

#### ○中田委員

- ・ 少なくとも個人的にはそのように感じた。

#### ○湯浅委員

- ・ 強制力ではなく、積極性は必要である。



○中田委員

- ・ 積極性に関しては賛成であるが、「積極性」として捉えられるか。

○湯浅委員

- ・ 個人的にはそのように捉えられる。

○福島委員長

- ・ 「自発的な加入」でも強いのか。

○中田委員

- ・ 強い。「参加しなければまちづくりができないのか」という気持ちになる。

○中津原副委員長

- ・ それは【考え方・解説】でも強いのか。

○内田委員

- ・ 去年、国勢調査を手伝ったが、無関心層がとても多かった。
- ・ 世間で「絆」という言葉が増えている。それは関係が希薄になっているからである。だからこそ、強い言葉で書いた方がいいように思う。選挙の投票率も低く、「どうでもよい、関係ない」という世代もいる。組織に入り、多様なことを経験することは必要である。

○小野田委員

- ・ 市民には「何もしたくない自由」や「何もしなくてもよい権利」もあるかもしれないが、この文章を読むだけで強制はされるのか。

○中田委員

- ・ 「自発的な参加」はよいが、「自発的な加入」は違和感がある。

○中津原副委員長

- ・ 参加が加入にほぼ同義であることを書き加えるか。

○伊藤委員

- ・ 「自発的に参加する」だけでは会員になることにはつながらない。会員になってからでなければ難しい部分もある。

○中津原副委員長

- ・ 自治会等への積極的な参加を明記することはさいたま市の自治基本条例の特徴となる。どのように書くか。

○渡邊委員

- ・ ここでそのように書けば自治会会員が増えるのか。

○伊藤委員

- ・ 増えると考えられる。会員になって、多くの人に自治を担ってもらいたい。

○中津原副委員長

- ・ 地域や自治体でクリアしなければならない課題は増えてきている。そのためには、今の会員に負担をかぶせるのではなく、多くの人に参加し、力になってもらわなければならない。

○内田委員

- ・ 入っていない人がごみ出しのルールを守らないということだけではない。多くのことをしなければならぬので、多くの人に加入してもらい、皆で担っていくことが求められる。

○中津原副委員長

- ・ 防災だけでなく、高齢者問題、環境対策など、地域で取り組まなければならない課題は増えている。自治会は取り組んでいるが、マンパワーやノウハウとして大変な部分もある。そこをクリアするために新しい人により積極的に活動してもらいたい。

**○渡邊委員**

- ・ ならば「積極的な参加」とした方がよいのではないか。

**○中津原副委員長**

- ・ 参加は加入も含んでいる。

**○小野田委員**

- ・ 「参加を通じて」ではなく、「参加し、地域における課題を解決し～」とした方が参加を強められるのではないか。

**○中津原副委員長**

- ・ 前段として、自治会の加入率が下がっていることや、自治会が担う役割が多いことを書けば、加入してほしいことが読み取られるか。

**○伊藤委員**

- ・ 自治会の活動は会費により行っている。お金を払わなければならない。

**○中津原副委員長**

- ・ 課題を先に書き、その上で「積極的な参加」を書けば、加入することが大切なことを気づいてもらえるのではないか。

**○事務局**

- ・ 【考え方・解説】の第1項に記載している団体のすべての加入率が下がっているのか。

**○伊藤委員**

- ・ それはわからない。何事も自治会を通じて行われる。

**○中津原副委員長**

- ・ 自主防災組織と自治会はほぼ同じである。地区社会福祉協議会は違う。

**○福島委員長**

- ・ 加入が大切であるという意見もあるが、加入しなくても積極的に参加する姿勢が大切という意見もある。「自発的な加入や、積極的な参加を通じて」と両案併記するのはどうか。

**○染谷委員**

- ・ それでよい。

**○中津原副委員長**

- ・ 加入していても積極的に参加していない人は多い。

**○事務局**

- ・ この点は【考え方・解説】に書くということか。

**○福島委員長**

- ・ 意見交換会でもどちらの意見も出ていた。

**○伊藤委員**

- ・ 会費で運営しているので、会員でない人が目立つと違和感がある。

**○中津原副委員長**

- ・ 前段に課題を書く案はどうか。

**○福島委員長**

- ・ 加入率が低いことを書くのか。

#### ○伊藤委員

- ・ 書かなくてよい。自治会活動を1～2年体験すればわかる。
- ・ 高齢化が進むことにより加入率は下がるが、必要とされることは多くなる。

#### ○福島委員長

- ・ 課題については書かない方向でよいか。
- ・ その他意見はあるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 第2項で「それぞれの自主性に基づき」とあるが、地域で多様な団体が連携してほしいことを書いている。ここは、それぞれの役割や専門性、ノウハウを活かして運営するイメージである。地域で連携すべき団体の中にはNPO法人等も含んでいる。それらの団体が自治会等と連携する際には、互いの役割や専門性を活かして連携する。そのことを書いてほしい。

#### ○富沢委員

- ・ 大学等の多様な組織が連携し多様な課題に取り組むプロジェクトチームをつくることについて、辞任した委員が述べていた。自主性だけでなく、独自性、専門性も書き込めればよいのではないか。

#### ○福島委員長

- ・ 専門性よりは特性のように思う。

#### ○中津原副委員長

- ・ 専門性では狭すぎるので、その方がよい。企業もこの中に含まれる。企業でしか実施できないことを活かしてほしい。

#### ○福島委員長

- ・ 第2項本文を「自主性や特性に基づき、相互に連携する」というように修正文案を考えることとする。

#### ○事務局

- ・ 第3項について、「支援」について意見が意見交換会では出ている。

#### ○中津原副委員長

- ・ その点が【考え方・解説】で例示されている。

#### ○事務局

- ・ 中間報告ではあまり書かれていなかったもので、最終報告たたき台作成チームで充実させた。

#### ○福島委員長

- ・ 第3項はそれでよいか。
- ・ 続いて第28条・第29条の検討に移りたい。

#### ○事務局

(第33回資料1 最終報告(たたき台) 第28条・第29条の【考え方・解説】の説明)

- ・ 第28条(区役所の役割)では、意見交換会からの意見が多かったため、第3項に区役所機能の充実について追加している。
- ・ 最終報告たたき台作成チームでは「行政サービスを総合的に行う」のイメージがわからなかったため、議論していただきたい。前に委員に意見を募集した際には、「総合的」がわかりづらいのであれば書かなくてもよいのではないかと、という意見があった。

- ・ 第3項の【考え方・解説】は区役所のあり方検討委員会の答申をもとに作成した。
- ・ 第29条（区長の責務）では、区民の意見の把握について書くために、新たに第2項を設けた。
- ・ 積極的に把握するだけでなく区政に反映し、必要に応じて関係部署等との相互の連携調整を図っていく必要があることを書いた。
- ・ 【考え方・解説】では、市民意見交換会では区長の在任期間に関する意見も多く出たため、「中長期的な観点から」という点についても丁寧に書いている。

**○福島委員長**

- ・ 第28条から議論を行いたい。

**○伊藤委員**

- ・ 区役所の規定がすでに行政内にあれば、整合を図る必要がある。区役所の役割や区役所の権限などは行政の中で規定はないのか。

**○中津原副委員長**

- ・ 最低限のものしかない。

**○事務局**

- ・ 区役所の事務権限については決まっている。

**○伊藤委員**

- ・ 現在の業務と第28条に書かれていることとの整合はとれているのか。

**○事務局**

- ・ 多様な分野にわたっているので、一つひとつの業務については確認する必要がある。

**○中津原副委員長**

- ・ 公的に区の業務として決まっているものはある。それを確認してもらい、それで足りるのか。

**○中田委員**

- ・ 整合させる必要はあるのか。自治基本条例は最も大切な規範として考えており、もし既存の仕組みと整合しないのであれば、自治基本条例に合わせて変更してもらえればよい。

**○伊藤委員**

- ・ 現在行っている業務との整合についてはどうなのかが気になった。

**○中田委員**

- ・ ここに書かれているのは、区役所のあり方検討委員会の答申を踏まえて書いている。

**○事務局**

- ・ 区役所については、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」があり、それも参考にして最終報告たたき台作成チームで検討した。

（「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」についての説明）

さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民福祉の増進及び行政効果の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「局長」とは、さいたま市事務分掌条例(平成14年さいたま市条例第

74号)第1条に規定する局等の長並びに市立病院事務局、消防局、出納室及び水道局の長並びに教育長及び行政委員会の事務局の長をいう。

2 この規則において「事業所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) さいたま市事業所事務分掌規則(平成15年さいたま市規則第87号)第2条に規定する事業所(区役所に所属するものを除く。)
- (2) さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成13年さいたま市条例第279号)第4条に規定する消防署
- (3) さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第5号)第4条に規定する機関及び施設

(基本原則)

第3条 区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。
- (2) 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受信及び発信の拠点であること。

(区長の責務)

第4条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

- 2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

(区長の権限)

第5条 区長は、局長に対し、区における地域的な課題に対応するため必要と認める施策を実施し、及び予算化をするよう要請することができる。

- 2 区長は、事業所等の長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認める措置を講じるよう要請することができる。

(局長及び事業所等の長の責務)

第6条 局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 局長及び事業所等の長は、区長から要請を受けたときは、必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 局長は、その所管する事務事業の計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長(以下「関係区長」という。)に対して、協議、意見の聴取又は説明(以下「協議等」という。)を行い、関係区長の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 4 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次のとおりとし、その細目は、各局長と協議の上、市民・スポーツ文化局長が定める。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関する事項
  - (2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項
- 5 局長及び事業所等の長は、市民から地域的な要望等を受けたときは、必要に応じて関係区長と協議等を行うものとする。
- 6 局長は、第3項及び第5項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するよう努めなければならない。  
(市民・スポーツ文化局長による調整)
- 第7条 市民・スポーツ文化局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき又は区長若しくは局長から要請のあったときは、助言、提案その他必要な調整をすることができる。  
(その他)
- 第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### ○福島委員長

- ・ このような規則があるという前提で最終報告たたき台作成チームでは議論した。区民目線では、区役所がこの規則どおりになっているかは疑問があるので、自治基本条例で明記することにしている。
- ・ 整合性という意味では、おそらくこの規則を踏まえたものであるので問題ないと考えられるが、その他の規則があれば事務局で調べてほしい。
- ・ 他の論点として「総合的」という言葉がわかりづらいということである。

#### ○内田委員

- ・ 「総合的」について、わかりやすく自治基本条例をつくるのであれば、難しい言葉を使わなくてもよい。「積極的」にすればよい。
- ・ この「総合的」は「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」の「区長の責務」から引用したのか。

#### ○事務局

- ・ 「総合的」は中間報告でもすでに書かれている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「総合的」でもよいと考える。「包括的」とすると「すべて含んでいる」というイメージで、「総合的」とすると「それらの関係を理解している」イメージがある。

#### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームで「包括的」と考えたのは第2項第3号の【考え方・解説】にある「地域の問題を総合的に受け止め」についてである。

#### ○中津原副委員長

- ・ ここは「総合的」でなければならない。
- ・ 例えば、区内に空き地があると仮定して、区民が空き地を区民公園として使いたい旨提案したとすると、多様な部署が絡んでくる。それを本庁に持って行くと、様々な課を回らなくてはならないが、区役所では、多様な課に絡む案件を区民と共に考え整理する役割を担ってほしい。それは包括的ではなく総合的である。総合的に課題解決を図るということである。

### ○事務局

- ・ 「総合的」がどのようなものか最終報告たたき台作成チームではよくわからなかった。ワンストップという意味か。

### ○中津原副委員長

- ・ 多様な分野にまたがる案件を総合化する。そのようなことが区役所の役割としては大切である。

### ○事務局

- ・ 第1項の【考え方・解説】はこの書き方でよいか。とりあえず最終報告たたき台作成チームで出している。

### ○福島委員長

- ・ 例えば、高齢者に対してのお風呂のサービスを行う際に、ある課では入浴券を配り、別の課では福祉センターで入浴させることがある。それらが統合されれば一つのサービスとなるが、別の課が行うことにより総合性が取られず、一人の人が同じようなサービスを2回受けることになることがある。これは総合性がとれていない事例だと理解している。
- ・ 総合性とはワンストップサービスだけでなく、関係部署間での調整を行ったうえで、組織横断的なサービスを意味するという第1項の【考え方・解説】は問題ない。

### ○中津原副委員長

- ・ この書き方でも問題ないと考える。

### ○小野田委員

- ・ 今のような場合、区役所が独自にできるのか。本庁が取り組まなければならないのではないのか。区役所が単独で判断できるのか。

### ○中津原副委員長

- ・ 今の例示は「総合的」の例示である。

### ○福島委員長

- ・ 区役所でできるレベルの案件において総合的に取り組むということである。

### ○事務局

- ・ 例えば多重債務者に関する取り組みについては庁内全体で取り組んでいるが、現状は区が窓口である。

### ○中津原副委員長

- ・ 区と「総合的」は切っても切り離せない。本庁は専門性で分けるが、区は地域ごとでそれらを束ねた機能である。地域が狭くなればなるほど総合的になる。

### ○福島委員長

- ・ 考え方としては、国が縦割り行政を行い、地方公共団体は総合的な行政を行うことに地方自治法では定められている。しかし実際には、総合的に行政を行えていないため、その下のレベルで総合的に取り組むということとなる。

### ○中津原副委員長

- ・ 数千人から数万人の自治体ではそのようなことができるかもしれないが、120万都市であるさいたま市の場合は区のレベルで行う。

### ○福島委員長

- ・ つまり、最終報告たたき台作成チームの案でよいということである。

#### ○事務局

- ・ 第2項第3号の【考え方・解説】の「総合的に受け止め」はそのような趣旨であると思っている。
- ・ 大きな組織では問題が細分化されるが、小さな組織では少数で多様な問題に対応しなければならない。

#### ○内田委員

- ・ 「総合的に受け止め」ではなく「真摯に受け止め」とするのはどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「真摯に」は態度の問題である。

#### ○内田委員

- ・ では「総合的」でよいと思う。

#### ○事務局

- ・ 人によって受け止め方が異なるようであれば問題である。他によい書き方があればよい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 一つの分野の課題ではなく、多様な分野にまたがった課題として受け止めるということである。

#### ○事務局

- ・ それはワンストップとなるのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 一つの窓口で全て受けてそれを別の課に投げるというわけではなく、多様な問題を受け、一緒に課題解決を図るということである。そうでなければただの窓口である。それは総合的ではない。

#### ○事務局

- ・ 組織として、区役所でそこまでできるか。

#### ○中津原副委員長

- ・ やってほしい。原則としてそこまでできるように機能を充実してほしい。

#### ○事務局

- ・ 相談を受けた窓口が他の課と連携して取り組むということが大切なのではないか。
- ・ 区役所の仕事の大半は住民票の発行などの仕事であるように感じる。これらの業務は行わなければならない。果たして総合的に課題解決を図れるのだろうか。
- ・ 区役所だけではできない部分もあるので、本庁も合わせた調整力が必要である。
- ・ また、地方自治法で地方公共団体は行政を総合的に実施することが規定されており、組織横断的な意味だけではなく、企画から一貫したPDCAサイクルも含めた意味も含めて「総合的」として使われている。ただ、ここでの「総合的」は後者までイメージしているものではないということではどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 財源等を含め、自立性が高まれば区役所だけで取り組める内容も増える。そのようなことを目指すことを書いてほしい。
- ・ その他に、第2項の「前項に規定する『もののほか』」がわかりづらい。

#### ○事務局



- ・ 議会や市長の責務の条文と同じような書き方を検討することが必要か。

**○中津原副委員長**

- ・ 「第1項をうけて～」とすればよいのではないか。

**○福島委員長**

- ・ 今の提案は、第2項の「前項に規定するもののほか」をとるということか。

**○中津原副委員長**

- ・ 「前項の役割を果たすため」ということである。

**○事務局**

- ・ 「前項の役割を果たし、市民自治を確立するため」とするのはどうか。

**○細川委員**

- ・ 市民自治の確立する方法を限定してしまうように感じるので、「市民自治を確立するため」は必要ないと思う。

**○中津原副委員長**

- ・ 「前項の役割を果たすため」でよい。
- ・ 市民意見で多かった意見として、第3項にある「機能の充実」だけではなく、「区役所の自立性の向上」を入れてほしいというものがあつた。機能の充実では部署や事務が増えるイメージだが、自立するとすれば、独自の財源や権限を持ち、区の意志でまちづくりを進められることが将来的には望まれていて、そのことを市長は進めるとするのはどうか。その点が機能の充実に含まれていると言われれば含まれるのかもしれない。

**○福島委員長**

- ・ 機能の充実で十分という意見も考えられるが、「自立性の向上」を書き込むか。

**○中津原副委員長**

- ・ 「役割を自立的に果たす」とすることも考えられる。

**○福島委員長**

- ・ そのことについて、検討委員会としてはどのようにしたいか。

**○中津原副委員長**

- ・ 23区のような特別区ではなく行政区ではあるが、そのような意見はある。

**○事務局**

- ・ 自立性に関しては、区長への権限付与や財源付与だと考えられる。最終報告たたき台作成チームではそれを含め機能の充実としている。区長への権限付与を具体的に書くとすると、第29条に書くことが必要になると思う。

**○中津原副委員長**

- ・ 区が、区の計画を自らつくる権限が今後必要となる。総合振興計画やマスタープランでも区別計画はあるが、区でそれらをつくってはいない。ものによっては区でそれらのものをつくるべきである。もちろん全市的な調整は必要だが、計画策定主体としては区であるべきである。実際に、他市ではそのような事例もある。

**○事務局**

- ・ 「自立的」とすると、区の独立のような誤解が生じるおそれがあるので、書くのであれば「自主性」とするのはどうか。

**○中津原副委員長**

- ・ 半独立である。

#### ○事務局

- ・ 区役所の独自性はわかるが、「自立性」としてしまうと違和感があるがどうか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 言葉として「自立」でなくてもよいが、その趣旨を書き込んでほしい。計画策定を区に委ねるということは市長が行わなければならない。

#### ○富沢委員

- ・ 自立は強すぎるので、「円滑に」のかわりに「自主的に」とすればよいのではないか。
- ・ 「自主的に」とすると「区役所の機能の充実に努める」ことにうまくつながらない可能性がある。すると、原案の「円滑に」の方が流れとして自然か。

#### ○中田委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームの検討では、区には自立性は求められておらず、より身近なサービス、区民の窓口としての機能が原点である。

#### ○中津原副委員長

- ・ 今はそうかもしれないが、いつまでもそれでよいのか。区のあり方でも大区役所制を目指すことは書かれている。つまり、自立性を高めるということである。

#### ○中田委員

- ・ 計画策定は市の役割と考えており、区のものとは考えていないという議論があった。

#### ○中津原副委員長

- ・ それでは夢がない。

#### ○事務局

- ・ 機能の充実では足りないということか。

#### ○中津原副委員長

- ・ さいたま市が合併して120万の都市となっており、期待するのは区の単位である。これは住民票がとれるという意味ではなく、問題を解決する機能が区には求められている。

#### ○事務局

- ・ それは多くの市民がそのように感じているということか。

#### ○福島委員長

- ・ さいたま市は大都市ということで、都市内分権で権限を落とし身近なところで解決を図る手法は一般的になっている。その点は同じ認識を持っている。「自立」という言葉に引っかかっているのか。

#### ○中田委員

- ・ 区については多様な意見があった。各区が金太郎飴ではいけないという意見もあったが、区にどれほど独自性を求められているのか、という意見もあった。特別区のようなものを目指すのであれば自立でもよい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 区長の公選や区議会の設置とまでは言っていないが、機能をもう少し拡充することは書いてもよい。それは区民の期待でもある。政令市のさいたま市であるからこそ書ける項目なので、しっかり書く必要がある。

#### ○福島委員長

- ・ 第3項を「自立的」という言葉を使うとは別として、今よりも強めるか。その点は全体会で決定したい。

#### ○高橋委員

- ・ 第3項の【考え方・解説】にある「区長への権限付与、組織や財政面での強化などにより」を条文にある「区役所機能の充実」の前に書けば、とすれば中津原副委員長のニュアンスも読み取れるのではないか。
- ・ 区役所の機能は高まってほしい。最終報告たたき台作成チームの議論で、すべての分野で同じ方向ではなく、まちづくりなど地域の独自性を出す部分は自主性を出してもよいという議論だった。

#### ○福島委員長

- ・ やや強める方向でよいか。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「円滑に果たすとともに、自主性を発揮できるよう～」とするのはどうか。

#### ○中田委員

- ・ その方向でよいのか。そこは全体会で確認したい。

#### ○小野田委員

- ・ 区役所の自主性は強調したい。自立的とすると特別区のイメージを持ってしまうので混乱する。

#### ○福島委員長

- ・ 「自立的」はやめる。

#### ○染谷委員

- ・ 独立的なイメージになってしまう。

#### ○中津原副委員長

- ・ 自主性でよい。

#### ○富沢委員

- ・ 自立性はやめた方がよいというのは合意がとれている。

#### ○福島委員長

- ・ 書き方として強める方向でよいか。

#### ○富沢委員

- ・ 原案でよい。

#### ○内田委員

- ・ 原案でよい。

#### ○中津原副委員長

- ・ 「自主性を発揮できるよう」としてほしい。

#### ○湯浅委員

- ・ 最終報告たたき台作成チームの論点はいくつかあった。特別区ではないこと、さいたま市は大きいとはいえ120万人しかおらず、それが10区に分けられているので各10区が大きいわけではないこと、住民本意で区の充実ができるのかということ等が議論された。どのように区の充実を書くかになるが、区の独立をけしかけない程度で区の主体的な将来図を書ければよい。

- ・ 区民としては現状に満足しているわけではないが、規模的にも独立論というわけではない。自主性を目指さなければならないニュアンスは必要である。区がなかなか見えづらいので、そこから脱却し、夢を与える文章にした方がよいので、そのためには「自主的」などの修飾語が必要である。

#### ○事務局

- ・ 区役所の役割は第28条第1項と第2項に書かれているが、それを「自主的に」果たすとも書かなくてはならないのだろうか。例えば「区の特徴を活かしたまちづくりを推進する」役割について、自主的に、円滑に果たすと書くのはわかりづらくないか。

#### ○中田委員

- ・ どこに入るかはわからないが、「自主性」を入れておき、未来へのきっかけ・夢としたい。

#### ○内田委員

- ・ 区役所には自立性はないのか。個人的には現状の区役所でこと足りている。自立性がないとは何を指しているのか。選挙で選ばれていないから権限がないということか。権限の範囲内で自立性を持っているのではないのか。

#### ○中津原副委員長

- ・ そうではない。今の行政区の枠組みでももっと自立性は出せる。区の課題に対応した長期的な方針を区で立てることが自立性である。区の機能が横浜や川崎のようになってほしい。

#### ○事務局

- ・ まちづくりとは都市づくりのことか。

#### ○中津原副委員長

- ・ そうとは限らない。地域福祉や社会教育についても区独自のものがあればよい。
- ・ このようなイメージを含めて今の書き方にしているのであれば問題ない。

#### ○中田委員

- ・ 何かを残すことにより、未来志向にしたい。その意味では湯浅委員の意見に賛成である。

#### ○高橋委員

- ・ 強めるための言葉として、「主体的」は避けた方がよい。
- ・ 行政区として自由度を高めるためには、権限と財源の充実が必要である。先ほど提案した案なら市民にもわかりやすいのではないか。

#### ○富沢委員

- ・ 第3項の【考え方・解説】は自立性への方向が前半で書かれ、後半で集約すべき点については集約することが書かれている。両方のバランスをとることが書かれている。中津原副委員長の意見はここで書いている。

#### ○中津原副委員長

- ・ 第29条に関わるが、区長が「中長期的な観点」を行うのは難しいので、中長期的な区政を区役所が行うべきではないか、という意見があった。区で区のマスタープランをつくれれば、区長が変わっても中長期的に区政を行うことができる。中長期的な区政は区長ではなく区役所そのものにした方がよい。
- ・ 意見としては、第29条の「中長期的な視点」を第28条に移すことを提案したい。

#### ○事務局

- ・ 最終報告たたき台作成チームでは区役所のトップである区長に書くことで、区役所は当然そうなるという意見であった。

**○中津原副委員長**

- ・ 属人的な話ではなく、システムとして書いてほしい。問題提起としたい。

**○福島委員長**

- ・ その点は次回への論点とする。本日の検討は以上である。

**3 その他**

**4 閉会**

**○事務局**

- ・ まだ検討課題も残っており、委員会としても進捗状況を見ながら期間を延長したいという意見があったので、庁内で調整した結果、8月末の最終報告取りまとめについてはこだわらなくてもよいということになった。9月のスケジュール調整について協力をお願いしたい。

**○中津原副委員長**

- ・ まだ詰め切れていない部分もあるので問題ない。

**○事務局**

- ・ 次回は8月29日（月）に市役所第2別館第3会議室で行う。